



島根県報

平成25年6月28日（金）

第2,507号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定	（森 林 整 備 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	2
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（会 計 課）	3

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	3
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	5

【特定調達公告】

島根県立大田高等学校仮設校舎等の賃貸借に係る随意契約の相手方等	（教 育 施 設 課）	5
島根県中央病院における3.0テスラ磁気共鳴断層撮像装置システム調達及びメンテナ ンス業務に係る総合評価一般競争入札公告の取りやめ	（病 院 局）	6

【正 誤】

平成25年5月31日付け島根県報第2,499号中	（森 林 整 備 課）	6
--------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第481号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をしますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町佐陀本郷字廻2838、2840

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第482号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
邑智郡邑南町	平成21年度～24年度	56枚	1冊	日貫IX	平成25年 6 月20日
仁多郡奥出雲町	平成22年度～24年度	15枚	1冊	阿井3	平成25年 6 月20日
仁多郡奥出雲町	平成22年度～24年度	52枚	2冊	三沢6	平成25年 6 月20日
仁多郡奥出雲町	平成22年度～24年度	27枚	1冊	山県2	平成25年 6 月20日
鹿足郡津和野町	平成22年度～24年度	24枚	1冊	豊稼②	平成25年 6 月20日
鹿足郡津和野町	平成22年度～24年度	31枚	1冊	柳村Ⅲ	平成25年 6 月20日
鹿足郡津和野町	平成22年度～24年度	24枚	1冊	富田ⅡIV	平成25年 6 月20日
江津市	平成23年度～24年度	37枚	1冊	後地3区	平成25年 6 月20日
浜田市	平成23年度～24年度	18枚	1冊	木都賀④	平成25年 6 月20日
浜田市	平成23年度～24年度	24枚	1冊	高内③	平成25年 6 月20日
松江市	平成23年度～24年度	7枚	1冊	東川津⑤	平成25年 6 月20日

島根県告示第483号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成25年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
808	大田市長久町長久ハ7-1 大田市交通安全協会 会長 江下 芳久	大田市長久町長久ハ7-1 大田市温泉津町小浜イ 540-1	大田市交通安全協会 会長 江下 芳久	大田市交通安全協会 会長 森崎 禎璋
329	浜田市片庭町254 島根県食品衛生協会 浜 田支所 支所長 石田 和通人	浜田市片庭町254	島根県食品衛生協会 浜 田支所 支所長 石田 和通人	社団法人 島根県食品衛生 協会 浜田支所 支所長

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成25年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万1千トン（平成22年）、生産額で185億円（平成22年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措

置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成24年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量	平成25年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては平成25年7月から平成26年6月まで）の知事管理量
まいわし	若干	28,000トン
まさば及びごまさば	22,000トン	23,000トン
まあじ	38,000トン	34,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成24年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量	平成25年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては平成25年7月から平成26年6月まで）の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	27,000トン
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	21,000トン	22,000トン
まあじ	中型まき網漁業	35,000トン	31,000トン

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることをないよう努めるものとする。特にまいわ

しについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組みを強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市赤江町字寺下1433番10

面積 427平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市赤江町1094番地

中島町自治会

会長 遠藤 彰一

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年 6 月28日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 物品等の名称及び数量

島根県立大田高等学校仮設校舎等 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年6月4日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社原商 島根県松江市宍道町白石81-10

5 随意契約に係る契約金額

349,650,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

8 特例公告を行った日

平成25年4月23日

平成25年5月21日付け島根県報第2,496号の島根県立中央病院における3.0テスラ磁気共鳴断層撮像装置システム調達及びメンテナンス業務に係る総合評価一般競争入札公告を取りやめる。

平成25年6月28日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

正 誤

平成25年5月31日付け島根県報第2499号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第414号中	鹿足郡津和野町左鑑字家ノ平2380-8、字向2416-5、字九石溢2421、2421-1、2421-5、字カツラ藪2423-1、2423-2、2423-3、字後ヶ溢2426-1、2426-2	鹿足郡津和野町左鑑字家ノ平2380-8、字向2416-5、字九石溢2421、2421-1、2421-5、字カツラ藪2423-1、2423-2、2423-3、字後ヶ溢2426-1、2426-2